

京都市上下水道企業管理規程第35号

京都市上下水道局会計規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局会計規程等の一部を改正する規程

(京都市上下水道局会計規程の一部改正)

第1条 京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「(以下「課等」という。)」を「(支所を除く。以下「課等」という。)」に改める。

第42条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、備品の整理事務の全部又は一部について、電子計算機を使用して処理するときは、当該台帳に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の備付けをもって、台帳に代えることができる。

別表金銭出納員の欄(イ)の項中「各管路管理センター支所長」を削り、同表物品出納員の欄カの項中「各管路管理センター支所長」を削り、同表物品副出納員の欄(カ)の項中「各管路管理センター支所事務係長」を削る。

(京都市上下水道局公文書取扱規程の一部改正)

第2条 京都市上下水道局公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第33条」を「第34条」に改め、「課」の右に「, 室」を加える。

(京都市上下水道局公印規程の一部改正)

第3条 京都市上下水道局公印規程の一部を次のように改正する。

別表第2中「又は支所長」を削る。

(京都市地域水道事業の受任等に関する規程の一部改正)

第4条 京都市地域水道事業の受任等に関する規程の一部を次のように改正する。

題名中「地域水道事業」の右に「等」を加える。

第1条中「地域水道」の右に「、京北地域水道及び特定環境保全公共下水道」を加える。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)